認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	
	電磁的記録試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
別紙書類一覧		

○電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号

1　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

2　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

3　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

4　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

5　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

6　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

7　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）

8　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）

9　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）

10　電磁的記録試験の業務の概要及び業務の実績（第５号イ）

11　電磁的記録試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第５号ロ）

12　電磁的記録試験の業務を行う施設の概要（第５号ハ）

13　電磁的記録試験の業務を行う組織に関する事項（第５号ニ）

14　電磁的記録試験の業務の実施の方法に関する事項（第５号ホ）

15　電磁的記録試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が電磁的記録試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績（第５号ヘ）

16　電磁的記録試験を実施する能力を有することを証する書類（第５号ト）

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第32条第１項から第３項まで並びに第37条第４項及び第５項のうち該当するものを記入すること。

３　「日本産業規格の番号」の欄は、電磁的記録の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

４　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

５　「ホームページアドレス」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

６　「認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

７　「自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所」の欄は、当該試験所について産業標準化法第41条第１項第１号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合に記入すること。また、試験所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。

８　「試験方法の区分の名称」の欄は、電磁的記録に係る日本産業規格に規定する試験方法の名称を記入すること。ただし、２以上の試験方法であって、重要な部分において異ならないものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。

９　「電磁的記録試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本産業規格の番号、項目番号及び記号のうち産業標準化法第41条第１項第１号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとするものを記入すること。また、当該審査を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

10　「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、２以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。